

記入例

平成28年農地等促進計画

第1 中間管理権の設定関係（出し手⇒機構用⇒受け手）

1 各筆明細

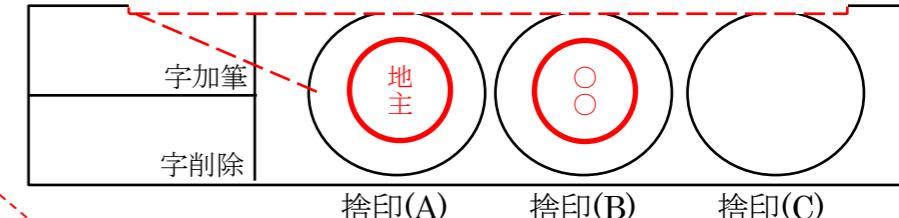
整理番号	契約関係者			氏名又は名称			住所・電話番号					
	農地中間管理機構に中間管理権を設定する者 (A)			地主 一子 印			〒〇〇〇-〇〇〇〇 (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇) 愛媛県西予市宇和町卯之町〇〇番地					
	農地中間管理機構から利用権の設定を受ける者 (B)			農事組合法人〇〇農園 印			〒〇〇〇-〇〇〇〇 (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇) 愛媛県西予市宇和町卯之町〇〇番地					
	農地中間管理機構 (C)			公益財 理			(電話番号: 089-945-1542) 目4番地1					
				金納の場合は、反当ではなく全体の賃料を記入してください 物納の場合は、反当標記でも構いません								
権利を設定する土地 (D)				設定する中間管理権及び利用権 (E)					権利を設定する土地のA以外の権原者等 (F)			備考
所 在	地番	現況 地目	面 積 m ²	権利の種類	内 容	存続期間	借 賃	借賃の支払方法	住 所	氏名又は 名称	権原の 種類	
西予市宇和町坂戸	123 番	田	1,000 m ²	賃借権	水田	令和〇年 〇月 1 日	令和〇年 〇月 〇 日	10,000 円 反当 1 傘	西予市宇和町 卯之町〇〇番地	同意 二郎	所有権	同意
西予市宇和町坂戸	456 番 7	田	1,500 m ²	賃借権	水田			0 円				
西予市宇和町坂戸	89 番	畠	500 m ²	使用貸借権	普通畠							
機構を介した口座振込・物納の場合は 「賃借権」 無償の場合は「使用貸借権」 を記入してください				期間は 5 年以上からです 始期は締切日の 3 カ月後の 月の 1 日・11 日・21 日 にしてください 例：4 月 5 日締切分の場合 ⇒7 月 1 日から					名義人が死亡している場合は、相続持 分の 1/2 を超える同意が必要です ※上部欄外にも捨印を押してください ※代表者届などの添付が必要です			

(記載注意)

- この各筆明細は、権利設定の当事者ごとに別葉とする。
- D欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の面積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受ける。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には〇〇〇〇m²の内〇〇〇m²と記載し、当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- E欄の「内容」は、当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畠として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- E欄の「始期」は、原則として、毎月の 1 日、11 日、21 日のいずれかの日とする。
- E欄の「借賃」は、当該土地の 1 年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃）の額を記載する。
- E欄の「借賃の支払方法」について、第 1 回の借賃の振込は、設定日が 4 月から 9 月までは翌年 2 月 26 日又は翌年 2 月 20 日とし、当該期間の月割金額とする。また、10 月から当該期間の月割金額とする。但し、自動口座振替を選択した場合は、2 月 20 日は 2 月 16 日及び 8 月 20 日は 8 月 16 日とする。なお、16 日又は 20 日が休日にあたる場合は
- F欄は、A 欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。

捨印を押印してください

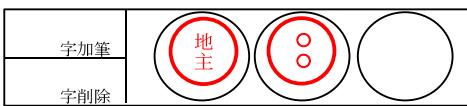
※同意の人の分は欄外に押してください



捨印(A) 捨印(B) 捨印(C)

（印）

（印



2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるものほか、次に定めるところによる。以下、中間管理権を設定する者を「甲」、利用権の設定を受ける者を「乙」、農地中間管理機構を「丙」という。

【中間管理権の設定の場合】

(1) 中間管理権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の中間管理権は、本計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

甲及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 転貸

甲は当該土地を、丙が乙に転貸して乙に使用及び収益させることに同意するものとする。

(6) 借賃の減額

ア 借賃権の目的物が農地である場合で、目的物の乙から丙に対して農地法第20条又は民法第609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、丙が当該借賃を減額する場合には、丙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙、丙が協議して定める。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙又は丙の責に帰することができない事由によるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。なお、借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙、丙が協議して定める。

(7) 境界の明示

甲は、当該土地に設定する中間管理権の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(8) 障害の除去等

甲は、地下埋設物、土壤汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえで丙に引き渡すとともに、中間管理権の存続期間においては、中間管理権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、丙が修繕し又は乙に修繕せることができる。この場合において、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は乙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(10) 附属物の設置等

ア 丙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附屬物」という。）の設置を行う場合には、丙は市町及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。

また、丙が附屬物の設置を行った場合において、貸賃借又は使用貸借が終了したときは、丙は当該附屬物を収去する義務を負う。

イ 乙が当該土地に附屬物の設置を行うことについて、丙が同意しようとする場合には、丙は事前に甲の同意を得る。また、丙が乙に対して同意をする旨の通知を行う際には、乙が附屬物の設置を行うことについて甲も同意することを併せて通知する。

なお、乙が甲及び丙の同意を得て附屬物を設置した場合において、貸賃借又は使用貸借が終了したときは、乙は甲に対して直接当該附屬物を収去する義務を負い、丙は甲に対して収去の義務を負わない。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲、乙及び丙の費用に関する支払区分の内容	乙及び丙の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考

（留意事項）

（1）農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附屬物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び丙は収去の義務を負わない。この場合、乙及び丙は甲に対して償還の請求をすることができる。

(11) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

(12) 貸賃借又は使用貸借の解除

丙は、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、本計画の定めるところにより設定された中間管理権に係る貸賃借又は使用貸借を解除することができる。

(13) 貸賃借又は使用貸借の終了

天災地変その他、甲及び乙並びに丙の責に帰することができない理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された中間管理権に係る貸賃借又は使用貸借は終了する。

(14) 当該土地の返還

貸賃借又は使用貸借が終了したときは、丙は、その終了の日から7日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附屬物の取扱いについては（10）による）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(15) 中間管理権に関する事項の変更の禁止

甲及び丙は、本計画の定めるところにより設定される中間管理権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、丙及び県、市町が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(16) 権利取得者の責務

丙は、乙に對し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(17) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び県、市町が協議して定める。

【利用権の設定の場合】

(1) 利用権の設定

当該土地の利用権は、本計画の公告により設定される。

(2) 転貸又は譲渡

乙は、利用権の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた利用権を譲渡してはならない。

(3) 借賃の増減額請求

乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(4) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

(5) 遅延損害金

ア 乙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、丙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.0パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 借賃の支払猶予

丙は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(7) 借賃の減額

ア 借賃権の目的物が農地である場合で、乙から丙に対して農地法第20条又は民法第609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、丙が当該借賃を減額する場合には、丙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙、丙が協議して定める。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙の責に帰することができない事由によるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。なお、借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並

びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙、丙が協議して定める。

(8) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、丙が修繕し又は乙に修繕せることができる。この場合において、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は乙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(9) 附屬物の設置等

ア 乙が、当該土地に附屬物の設置を行う場合には、丙の同意を得なければならぬ。また、乙が附屬物の設置をした場合において、貸賃借又は使用貸借が終了したときは、乙は当該附屬物を収去する義務を負い、収去に要した経費を負担する。

イ 丙は、アの同意を行う場合には、乙が附屬物の設置を行うことについて市町及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、乙に対してアの同意をする旨の通知を行う際にには、乙が附屬物の設置を行うことについて甲も同意していることを併せて通知する。なお、乙が甲及び丙の同意を得て附屬物を設置した場合には、貸賃借又は使用貸借が終了したときは、乙は甲に対して直接当該附屬物を収去する義務を負い、丙は甲に対して収去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附屬物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び丙は収去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙は甲に対して償還の請求をすることができる。

(10) 租税公課等の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、甲が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

(11) 貸賃借又は使用貸借の解除

丙は、乙が次のいずれかに該当するとき、又は丙が農業委員会から農地法第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、本計画の定めるところにより設定された利用権に係る貸賃借又は使用貸借を解除することができる。

ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正當な理由がなく借賃を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。

エ その他の民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

(12) 貸賃借又は使用貸借の終了

天災地変その他、甲及び乙並びに丙の責に帰することができない理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された利用権に係る貸賃借又は使用貸借は終了する。

(13) 当該土地の返還

貸賃借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から7日以内に、丙に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附屬物の取扱いについては（9）による）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(14) 利用権に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、本計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、丙及び県、市町が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(15) 権利取得者の責務

ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、丙から農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定により、当該土地の利用の状況の報告を求められた場合には、丙に報告しなければならない。

(16) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に記載した場合は、甲、乙、丙及び県、市町が協議して定める。

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考

農用地利用集積等促進計画により賃借権の設定等又は所有権の移転(以下「権利設定等」という。)を受ける者の農業経営の状況等(一般法人用)

整理番号		法人の名称	農事組合法人 ○○農園				
現在、権利設定等を受けて耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(A)		権利設定等を受ける法人の主たる生産物(B)	権利設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況(C)				雇用労働力 (年間延日数)
農地	田	米	氏名	役職名	住 所	年間農業従事日数	300 人日
	畑					前年実績 見込み	
	樹園地		受人 花子	代表取締役	西予市宇和町○○	200 200	
	採草放牧地		受人 太郎	取締役	西予市宇和町○○	150 150	
	その他						

権利設定等を受ける法人の主な家畜の飼養の状況(D)		権利設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況(E)		農作業に従事する者の配置の状況(F)			権利設定等を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響(G)	地域の農業における他の農業者との役割分担の計画(H)
種類	数量	種類	数量	市町	氏名	住所地、拠点となる場所等		
		トラクター	3	○○市	受人 花子	西予市	悪影響無し。	周辺農家と協調して耕作を行います。
		トラック	2	○○町	受人 太郎	○○町		
		管理機	1	(西予市以外に農地がある場合に記入)				
		コンバイン	1					

(記載注意)

- (1) 権利設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画(以下「促進計画」)中、いずれかにその添付があれば、他はその添付を要しない。
- (2) (A)欄は、所有権又は所有権以外の権利(賃借権又は使用貸借権等)が設定されている農用地を合算して面積を記載する。
- (3) (B)欄の「権利設定等を受ける法人の主たる生産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (4) (C)欄の「住所」欄には、取締役、理事、執行役、支店長等の役職に就いている者で、その農業に関し実質的に業務執行の権限を有し、地域との調整役として対応できる者が生活の本拠としている市町名を記載する。
- (5) (C)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、促進計画の公告日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (6) (F)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」について、農用地が複数市町にまたがる場合には、市町別に記載する。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町名を記載する。
- (7) (G)欄には、例えば、集落営農の活動、担い手への集積等の取組み、周辺農地等との農薬の使用方法等に対して及ぼすことが見込まれる影響を、具体的に記載する。
- (8) (H)欄には、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動、農道・水路・ため池等の共同利用施設の維持管理、鳥獣害の被害対策への協力等に係る役割分担の計画を、具体的に記載する。
- (9) 権利設定等を受ける者の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況を、別紙に記載し、添付する。

(別紙)

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
① 第 3 条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有・無
② 第 4 条（農地の転用の制限）	有・無
③ 第 5 条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有・無
④ 第 42 条（措置命令）	有・無
⑤ 第 51 条（違反転用に対する処分）	有・無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
① 第 15 条の 2（農用地区域内における開発行為の制限）	有・無
② 第 15 条の 3（監督処分）	有・無

(3) 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第 20 条及び第 25 条参照）	有・無

(4) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第 24 条（使用の禁止）	有・無

2 1 で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後 3 年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有・無			

年 月 日

農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けるに当たり、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等について、上記のとおり申告します。

氏名又は名称 農事組合法人〇〇農園

(記載要領)

- 1 1 の (1) 及び 3 については、申告の日から起算して過去 3 年分の状況を記載してください。
 2 1 の (2) 、 (3) 及び (4) については、申告の日現在の状況を記載してください。